

東海村と国立大学法人茨城大学との連携協力に関する協定書

東海村（以下「甲」という。）と国立大学法人茨城大学（以下「乙」という。）とは、連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が人的・物的資源の活用により相互に連携協力し、地域の発展と人材の育成を図ることを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- （1） まちづくりに関すること。
- （2） 地域課題に関すること。
- （3） 文化・スポーツの振興に関すること。
- （4） 人材の相互活用及び人的交流の促進に関すること。
- （5） その他甲と乙が必要と認めること。

（個別協議）

第3条 前条各号に掲げる事項のうち、連携協力する事項が決定したときは、連携協力の細目、事業の実施に係る経費の負担その他の事項について甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書について疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各1通を保有する。

平成19年3月28日

甲 東海村長

乙 国立大学法人茨城大学長